

新潟県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第13号

新潟県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県化製場等に関する法律施行細則（昭和59年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(許可を与えない場所) 第6条 法第4条第3号（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所は、次の各号に掲げる施設の敷地から300メートル以内の場所とする。ただし、知事が土地の状況又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の業態等により特に認めた場所については、この限りでない。 (1)～(3) (略) (4) 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第2条第1項</u> に規定する博物館及び同法 <u>第31条第2項</u> に規定する <u>指定施設</u> (5)～(9) (略)	(許可を与えない場所) 第6条 法第4条第3号（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所は、次の各号に掲げる施設の敷地から300メートル以内の場所とする。ただし、知事が土地の状況又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の業態等により特に認めた場所については、この限りでない。 (1)～(3) (略) (4) 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第2条</u> に規定する博物館及び同法 <u>第29条</u> に規定する <u>博物館に相当する施設</u> (5)～(9) (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。